



資料 2

医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージについて

神奈川県 健康医療局 保健医療部
医療整備・人材課 人材確保グループ
令和 7 年 9 月 24 日

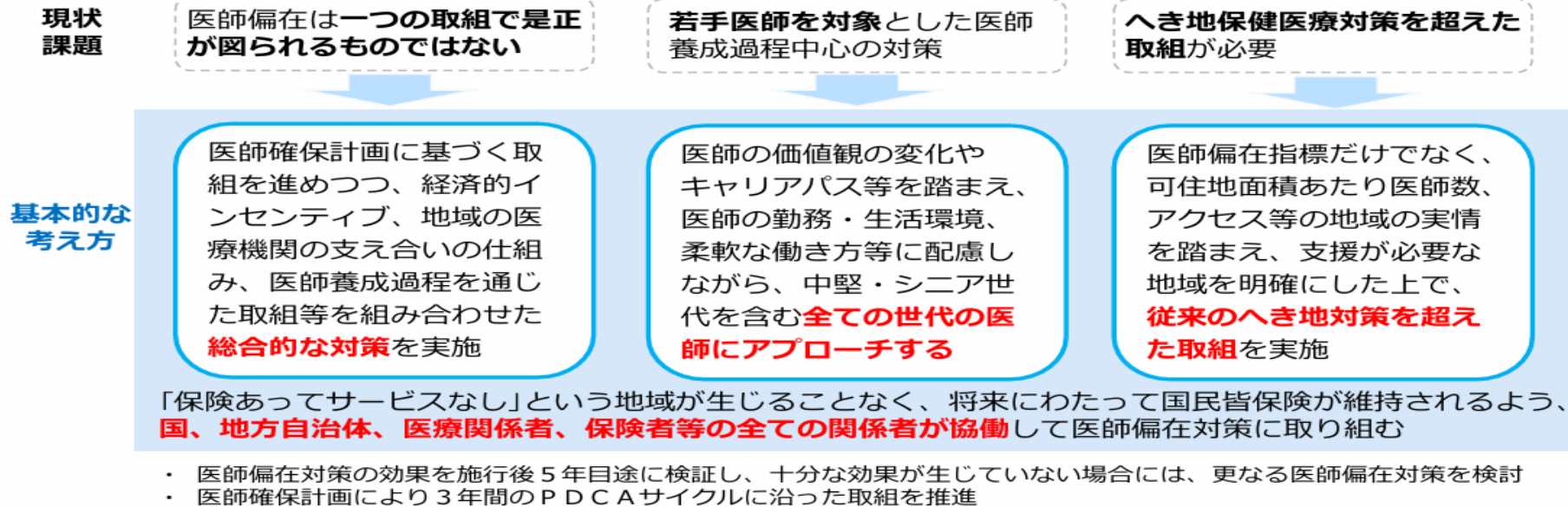
医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージについて

令和6年12月末に国より医師偏在の是正に向けた対策パッケージが示された

医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの基本方針への位置付け

- 地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、以下の基本的な考え方に基づき、制度改革を含め必要な対応に取り組み、**実効性のある総合的な医師偏在対策**を推進する。
 - **総合的な医師偏在対策**について、医療法に基づく**医療提供体制確保の基本方針に位置付ける**。
- ※ 医師偏在対策は、新たな地域医療構想、働き方改革、美容医療への対応、オンライン診療の推進等と一体的に取り組む。

【基本的な考え方】



対策パッケージの具体的な取組

【総合的な対策パッケージの具体的な取組】

若手

医師養成過程を通じた取組

<医学部定員・地域枠>

- ・医学部臨時定員について、医師の偏在対策に資するよう、都道府県等の意見を十分に聞きながら、必要な対応を進める
- ・医学部臨時定員の適正化を行う医師多数県において、大学による**恒久定員内の地域枠設置等**への支援を行う
- ・今後の医師の需給状況を踏まえつつ、2027年度以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行う

<臨床研修>

- ・**広域連携型プログラム**※の制度化に向けて令和8年度から開始できるよう準備
- ※ 医師少数県等で24週以上の研修を実施

中堅・シニア世代

医師確保計画の実効性の確保

<重点医師偏在対策支援区域>

- ・今後も定住人口が見込まれるが人口減少より医療機関の減少スピードが速い地域等を「**重点医師偏在対策支援区域**」と設定し、**優先的・重点的に対策を進める**
- ・重点区域は、厚労省の示す候補区域を参考としつつ、都道府県が可住地面積あたり医師数、アクセス、人口動態等を考慮し、地域医療対策協議会・保険者協議会で協議の上で選定（市区町村単位・地区単位等を含む）

<医師偏在是正プラン>

- ・医師確保計画の中で「**医師偏在是正プラン**」を策定。地对協・保険者協議会で協議の上、重点区域、支援対象医療機関、必要な医師数、取組等を定める
- ※ 医師偏在指標について、令和9年度からの次期医師確保計画に向けて必要な見直しを検討

地域偏在対策における経済的インセンティブ等

<経済的インセンティブ>

- ・令和8年度予算編成過程で**重点区域における以下のような支援**について検討
 - ・診療所の承継・開業・地域定着支援（緊急的に先行して実施）
 - ・派遣医師・従事医師への手当増額（保険者から広く負担を求め、給付費の中で一体的に捉える。保険者による効果等の確認）
 - ・医師の勤務・生活環境改善、派遣元医療機関へ支援
- ※ これらの支援については事業費総額等の範囲内で支援
- ・医師偏在への配慮を図る観点から、診療報酬の対応を検討

<全国的なマッチング機能の支援、リカレント教育の支援>

- ・医師の掘り起こし、マッチング等の全国的なマッチング支援、総合的な診療能力を学び直すためのリカレント教育を推進

<都道府県と大学病院等との連携パートナーシップ協定>

- ・都道府県と大学病院等で医師派遣・配置、医学部地域枠、寄附講座等に関する**連携パートナーシップ協定の締結**を推進

これまでの経緯について

- ・今後の国の動きに合わせて、仮に支援する案件がある場合に速やかに対応するために、「重点医師偏在対策支援区域」の選定を先行して行うことで、今後の「医師偏在プラン」の策定に向けた準備を整えることとした。
- ・保険者協議会（3/10）、医療対策協議会（3/13）において、「県西地域」を指定することについて協議を行い承認を得られた。
- ・会議の中で、実施にあたっては地域医療構想との整合性や、支援対象に関するルール設定について、意見があった。

今後の議論について

- ・ 支援対象となる診療所については、他の診療所との支援の公平性の観点から、神奈川県全体で支援対象を判断し、ルールを策定することとしたい。
- ・ また、ルールに関する議論については県全体で支援対象を考える必要性があることから、「神奈川県保健医療計画推進会議」に諮ることとしたい。
- ・ なお、議論の結果については後日報告させていただく。また、今後支援対象診療所が決定した際には、「重点医師偏在対策支援区域」及び「医師偏在是正プラン」について、保険者協議会及び医療対策協議会において議論をいただくこととします。

(参考) 会議スケジュール

日程	会議
R7.9.5	令和7年度第1回保険者協議会
R7.9.24	令和7年度第1回医療対策協議会
R7.9.30	第2回保健医療計画推進会議